

全都清ニュース

平成20年度第7号

平成20年度の「循環型社会形成推進交付金交付要綱」及び「同交付取扱要領」の改正が通知されましたので、参考までにお送りいたします。

なお、改正日は補正予算の成立日ということで、1月27日になっていますが、環境省から各県宛に先週送られた旨聞いています。

平成21年2月

社団法人 全国都市清掃会議

目 次

(交付要綱関係)

1. 環境省からの事務連絡
2. 環境事務次官通知
3. 交付要綱（改正後）
4. 交付要綱一部改正新旧対照表

(交付取扱要領関係)

1. 廃棄物・リサイクル対策部長通知
2. 交付取扱要領（改正後）
3. 交付取扱要領一部改正新旧対照表

事 務 連 絡
平成21年 1月27日

各都道府県
廃棄物処理施設整備担当者 様

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課施設第一・二係

循環型社会形成推進交付金交付要綱及び取扱要領の改正について

廃棄物処理施設整備の推進については、日頃からご尽力いただき感謝申し上げます。循環型社会形成推進交付金交付要綱及び取扱要領について、平成21年1月27日付けで改正を行いましたので、要綱、要領の改正通知等を送付させていただきます。

主な改正点としては、既にご連絡させていただいているとおり、地方分権改革推進委員会の指摘を踏まえた、交付金の手続き簡素化等の改善についてと、平成20年度第二次補正予算において実施する「廃棄物処理施設耐震化事業」、「地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業」についてです。

なお、今後、循環型社会形成推進地域計画に代えて、一般廃棄物処理計画をもって循環型社会形成推進交付金事業を進める場合には、施設の具体的な立地計画の他、交付要綱第8項の事項にあるとおり、必要な事項が記載されているかどうかについて確認することとしておりますので、貴管下市町村等に周知徹底されるようお願いいたします。

計画提出に当たって疑義が生じた場合は、環境省地方環境事務所に積極的にご相談下さい。

環 廃 対 発 第 090127002 号
平 成 2 1 年 1 月 2 7 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

環 境 事 務 次 官

循 環 型 社 会 形 成 推 進 交 付 金 交 付 要 綱 について

標記交付金の交付については、平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成21年1月27日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

ただし、平成21年1月26日以前に交付された交付金の取扱については、なお従前の例によるものとする。

循環型社会形成推進交付金交付要綱

第1 通則

循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 定義

1. 循環型社会形成推進交付金

市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

なお、廃棄物処理法第6条に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に、施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事項が位置づけられている場合は、これをもって地域計画に代えることができるものとする。

2. 交付対象事業

地域計画に掲げられた、別表1に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。）をいう。

3. 交付対象事業者

この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第2項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村をいう。

第3 交付対象

1. この交付金の交付対象は、人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。

2. 前項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 離島地域 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

(2) 奄美群島 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する区域

(3) 豪雪地域 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項又は第2項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯

(4) 山村地域 山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する山村

(5) 半島地域 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域

(6) 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域

第4 交付期間

この交付金を交付する期間は、交付金を受けて、地域計画又は一般廃棄物処理計画に基づいて行われる交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内とする。

第5 交付限度額

交付金の額は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。ただし、沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島については、別表2により算出した額を超えないものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{交付限度額} = 1/3 \times A + 1/2 \times B$$

A：別表1の第1項から第10項までの事業（第2項のうち循環型社会形成推進交付金交付取扱要領12項（3）ア、4）における高効率原燃料回収施設（以下「高効率原燃料回収施設」という。）を整備する事業、第9項のうち地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業、第10項のうち地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業は除く。）及びそれに係る第14項の事業ごとに、交付限度額を

算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B : 別表1の第2項のうち高効率原燃料回収施設を整備する事業、第9項のうち地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業、第10項のうち地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業及びそれに係る第14項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

なお、市町村がPFI事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担する場合においては、上記A及びBにおける「交付限度額を算出する場合の要件」を「間接交付の場合の事業に要する額」と読み替えるものとする。

第6 交付金の単年度交付額

1. 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

D : 前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 交付対象事業の事業費に対する執行业業費の割合

2. 交付額の年度間調整

この交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

第7 交付の条件

この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

1. 交付対象事業者及び第10の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、地域計画に定められた交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

2. 財産の処分

(1) 交付金の交付の対象となった事業（以下「交付事業」という。）により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適

正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (2) 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (3) 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (4) ただし、浄化槽設置整備事業には前3号は適用しない。

第8 地域計画の提出等

1. 交付対象事業を実施しようとする市町村は、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、当該計画を環境大臣に提出しなければならない。なお、一般廃棄物処理計画をもって代える場合は、これらの事項が一般廃棄物処理計画に記載されていること。

(1) 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

- ア 対象地域
- イ 計画期間
- ウ 基本的な方向

(2) 循環型社会形成推進のための現状と目標

- ア 一般廃棄物等の処理の現状
- イ 一般廃棄物等の処理の目標

(3) 施策の内容

- ア 発生抑制、再使用の推進
- イ 処理体制
- ウ 処理施設の整備
- エ 施設整備に関する計画支援事業
- オ その他の施策

(4) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費

(5) 交付期間

(6) 計画のフォローアップと事後評価

2. 環境大臣は、市町村から前項の規定に基づく地域計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体に対し通知する。

3. 前2項の規定は、地域計画を変更する場合に準用する。

第9 地域計画の事後評価

1. 市町村は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告をしなければならない。
2. 環境大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

第10 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

第11 監督等

1. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に対し、市町村長は当該市町村がPFI法第7条に基づき選定した民間事業者（以下「PFI事業者」という。）に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
2. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に対し、市町村長はPFI事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

附則

この要綱は、平成21年1月27日から施行する。

循環型社会形成推進交付金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>第1 通則 循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところにより行うものとする。</p> <p>第2 定義 1. 循環型社会形成推進交付金 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づき事業等の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。 なお、廃棄物処理法第6条に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に、施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事項が位置づけられている場合は、これをもって地域計画に代えることができる。</p> <p>2. 交付対象事業 地域計画に掲げられた、別表1に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。）をいう。</p> <p>3. 交付対象事業者 この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第2項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村をいう。</p> <p>第3 交付対象 1. この交付金の交付対象は、人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は――</p>	<p>第1 通則 循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところにより行うものとする。</p> <p>第2 定義 1. 循環型社会形成推進交付金 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づき事業等の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。</p> <p>2. 交付対象事業 地域計画に掲げられた、別表1に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。）をいう。</p> <p>3. 交付対象事業者 この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第2項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村をいう。</p> <p>第3 交付対象 1. この交付金の交付対象は、人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画対象地</p>

一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物物の処理を行う地方公共団体とする。ただし、沖繩県、離島地域、奄美群島、豪雪地帯、豪雪地帯、半島地域、山村地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認められた地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。

2. 前項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 離島地域 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - (2) 奄美群島 奄美群島振興特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する区域
 - (3) 豪雪地帯 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項又は第2項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯
 - (4) 山村地域 山村振興法(昭和40年法律第64号)第2条に規定する山村
 - (5) 半島地域 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - (6) 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域

第4 交付期間

この交付金を交付する期間は、地域計画又は一般廃棄物処理計画に基づいて行われる交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内とする。

第5 交付限度額

交付金の額は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。ただし、沖繩県、離島地域(北海道の離島地域を含む。)及び奄美群島については、別表2により算出した額を超えないものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

交付限度額 $= 1 / 3 \times A + 1 / 2 \times B$

A: 別表1の第1項から第10項までの事業(第2項のうち循環型社会形成推進交付金交付取扱要領12項(3)ア、4)における高効率原燃料回収施設(以下「高効率原燃料回収施設」という。)を整備する事業、第9項のうち地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業、第10項のうち地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業は除く。)及びそれに係る第14項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B: 別表1の第2項のうち高効率原燃料回収施設を整備する事業、第9項のうち地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業、第10項のうち地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業及びそれに係る第14項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

なお、市町村がPFI事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担する場

域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物物の処理を行う地方公共団体とする。ただし、沖繩県、離島地域、奄美群島、豪雪地帯、豪雪地帯、半島地域、山村地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認められた地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。

2. 前項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 離島地域 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - (2) 奄美群島 奄美群島振興特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する区域
 - (3) 豪雪地帯 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項又は第2項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯
 - (4) 山村地域 山村振興法(昭和40年法律第64号)第2条に規定する山村
 - (5) 半島地域 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - (6) 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域

第4 交付期間

この交付金を交付する期間は、地域計画ごとに、交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内とする。

第5 交付限度額

交付金の額は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。ただし、沖繩県、離島地域(北海道の離島地域を含む。)及び奄美群島については、別表2により算出した額を超えないものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

交付限度額 $= 1 / 3 \times A + 1 / 2 \times B$

A: 別表1の第1項から第10項までの事業(第2項のうち循環型社会形成推進交付金交付取扱要領12項(3)ア、4)における高効率原燃料回収施設(以下「高効率原燃料回収施設」という。)を整備する事業は除く。)及びそれに係る第14項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B: 別表1の第2項のうち高効率原燃料回収施設を整備する事業及びそれに係る第14項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

なお、市町村がPFI事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担する場

合においては、上記A及びBにおける「交付限度額を算出する場合の要件」を「間接交付の場合の事業に要する額」と読み替えるものとする。

第6 交付金の単年度交付額

1. 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。ただし、算出された交付額に

1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

D : 前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 交付対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

2. 交付額の年度間調整

この交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

第7 交付の条件

この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

1. 交付対象事業者及び第10の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、地域計画に定められた交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

2. 財産の処分

(1) 交付金の交付の対象となった事業（以下「交付事業」という。）により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(3) 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をすることにもその効率的な運営を図らなければならない。

(4) ただし、浄化槽設置整備事業には前3号は適用しない。

付の場合の事業に要する額」と読み替えるものとする。

第6 交付金の単年度交付額

1. 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。ただし、算出された交付額に

1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

D : 前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 交付対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

2. 交付額の年度間調整

この交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

第7 交付の条件

この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

1. 交付対象事業者及び第10の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、地域計画に定められた交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

2. 財産の処分

(1) 交付金の交付の対象となった事業（以下「交付事業」という。）により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(3) 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をすることにもその効率的な運営を図らなければならない。

(4) ただし、浄化槽設置整備事業には前3号は適用しない。

第8 地域計画の提出等

1. 交付対象事業を実施しようとする市町村は、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、当該計画を環境大臣に提出しなければならない。なお、一般廃棄物処理計画をもつて代える場合は、これらの事項が一般廃棄物処理計画に記載されていること。

(1) 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

- ア 対象地域
 - イ 計画期間
 - ウ 基本的な方向
- (2) 循環型社会形成推進のための現状と目標
- ア 一般廃棄物等の処理の現状
 - イ 一般廃棄物等の処理の目標
- (3) 施策の内容
- ア 発生抑制、再使用の推進
 - イ 処理体制
 - ウ 処理施設の整備
 - エ 施設整備に関する計画支援事業
 - オ その他の施策
- (4) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
- (5) 交付期間
- (6) 計画のフォローアップと事後評価

2. 環境大臣は、市町村から前項の規定に基づく地域計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体に対し通知する。

3. 前2項の規定は、地域計画を変更する場合に準用する。

第9 地域計画の事後評価

1. 市町村は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告をしなければならぬ。
2. 環境大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができ。

第10 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

第8 循環型社会形成推進地域計画の提出等

1. 交付対象事業を実施しようとする市町村は、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、当該計画を環境大臣に提出しなければならない。

(1) 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

- ア 対象地域
 - イ 計画期間
 - ウ 基本的な方向
- (2) 循環型社会形成推進のための現状と目標
- ア 一般廃棄物等の処理の現状
 - イ 一般廃棄物等の処理の目標
- (3) 施策の内容
- ア 発生抑制、再使用の推進
 - イ 処理体制
 - ウ 処理施設の整備
 - エ 施設整備に関する計画支援事業
 - オ その他の施策
- (4) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
- (5) 交付期間
- (6) 計画のフォローアップと事後評価

2. 環境大臣は、市町村から前項の規定に基づく地域計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体に対し通知する。

3. 前2項の規定は、地域計画を変更する場合に準用する。

第9 循環型社会形成推進地域計画の事後評価

1. 市町村は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告をしなければならぬ。
2. 環境大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができ。

第10 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

第11 監督等

1. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に對し、市町村長は当該市町村がPFI法第7条に基づき選定した民間事業者（以下「PFI事業者」という。）に對し、それぞれその施行する交付対象事業に關し、補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勸告、助言若しくは援助をすることができ。

2. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に對し、市町村長はPFI事業者に對し、それぞれその施行する交付対象事業につき、監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

附則

この要綱は、平成21年1月27日から施行する。

別表1（循環型社会形成推進交付金の交付対象事業）

交付限度額を算出する場合の要件	施設の新設、増設に要する費用
1. マテリアルリサイクル推進施設	同上
2. エネルギー回収推進施設	同上
3. 有機性廃棄物リサイクル推進施設	同上
4. 最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。）	事業に要する費用
5. 最終処分場再生事業	同上
6. エネルギー回収能力増強事業	同上
7. 廃棄物処理施設耐震化事業	施設の新設、増設に要する費用
8. コミュニティ・プラント	事業に要する費用
9. 浄化槽設置整備事業	同上
10. 浄化槽市町村整備推進事業	同上

第11 監督等

1. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に對し、市町村長は当該市町村がPFI法第7条に基づき選定した民間事業者（以下「PFI事業者」という。）に對し、それぞれその施行する交付対象事業に關し、補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勸告、助言若しくは援助をすることができ。

2. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に對し、市町村長はPFI事業者に對し、それぞれその施行する交付対象事業につき、監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表1（循環型社会形成推進交付金の交付対象事業）

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1. マテリアルリサイクル推進施設	施設の新設、増設に要する費用
2. エネルギー回収推進施設	同上
3. 有機性廃棄物リサイクル推進施設	同上
4. 最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。）	事業に要する費用
5. 最終処分場再生事業	同上
6. エネルギー回収能力増強事業	同上
7. 廃棄物処理施設耐震化事業	施設の新設、増設に要する費用
8. コミュニティ・プラント	事業に要する費用
9. 浄化槽設置整備事業	同上
10. 浄化槽市町村整備推進事業	同上

1 1. 廃棄物循環型処理施設基幹的施設 (沖縄県のみ交付対象)	設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業に要する費用
1 2. 可燃性廃棄物直接埋立施設 (沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象)	施設の新設、増設に要する費用
1 3. 焼却施設 (熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象)	同上
1 4. 施設整備に関する計画支援事業	廃棄物処理施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用

備考

浄化槽市町村整備推進事業には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号) 第2条第5項に規定する選定事業者から施設を取得する事業を含む。

別表2 (沖縄県、離島地域 (北海道の離島地域を含む。) 及び奄美群島の交付限度額)

算出方法	
沖縄県	$1/2 \times (A+B)$
離島地域 (北海道の離島地域を含む。)	$1/3 \times A + 1/2 \times B$
奄美群島	$1/3 \times A + 1/2 \times B$

備考

A: 別表1の第1項から第7項までの事業 (第2項のうち高効率原燃料回収施設及び第3項のうちし尿を処理する施設を整備する事業は除く。)、第12項及び第13項の事業並びにそれに係る第14項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

1 1. 廃棄物循環型処理施設基幹的施設 (沖縄県のみ交付対象)	設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業に要する費用
1 2. 可燃性廃棄物直接埋立施設 (沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象)	施設の新設、増設に要する費用
1 3. 焼却施設 (熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象)	同上
1 4. 施設整備に関する計画支援事業	廃棄物処理施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用

備考

浄化槽市町村整備推進事業には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号) 第2条第5項に規定する選定事業者から施設を取得する事業を含む。

別表2 (沖縄県、離島地域 (北海道の離島地域を含む。) 及び奄美群島の交付限度額)

地域	算出方法
沖縄県	$1/2 \times (A+B)$
離島地域 (北海道の離島地域を含む。)	$1/3 \times A + 1/2 \times B$
奄美群島	$1/3 \times A + 1/2 \times B$

備考

A: 別表1の第1項から第7項までの事業 (第2項のうち高効率原燃料回収施設及び第3項のうちし尿を処理する施設を整備する事業は除く。)、第12項及び第13項の事業並びにそれに係る第14項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B： 別表1の第2項のうち高効率原燃料回収施設を整備する事業、第3項のうちし尿を処理する施設を整備する事業及び第8項から第11項までの事業並びにそれに係る第14項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合作の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B： 別表1の第2項のうち高効率原燃料回収施設を整備する事業、第3項のうちし尿を処理する施設を整備する事業及び第8項から第11項までの事業並びにそれに係る第14項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合作の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

環廃対発第090127003号

平成21年1月27日

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部長

循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて

循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについては、平成17年4月11日付環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」（以下「取扱要領」という。）により行われているところであるが、今般、取扱要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成21年1月27日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

ただし、平成21年1月26日以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領

1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について

- (1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり必要に応じて都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。
- (2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を經由して環境大臣に提出すること。
- (3) 提出された地域計画について、環境省は当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとする。

2. 交付金の交付の申請について

- (1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。
- (2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めることに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。

3. 交付金の交付決定変更の申請について

- (1) 事業間、費目間の流用は基本的に自由であり、交付金の額を変更しない場合は、変更交付申請は不要とする。ただし、地域計画の内容の著しい変更を伴うものは、「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。
- (2) 所管都道府県知事は、「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。

4. 交付対象事業の完了予定期日の変更について

- (1) 交付対象事業が予定の期間内に完了しないため、交付対象事業完了予定期日（以下「完了予定期日」という。）を変更しようとする場合は、環境大臣に報告するものと

(3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。

7. 交付金の交付決定の取消申請について

交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付金の交付決定の取消しを申請しようとするときは、様式第6「交付金交付決定取消申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手續に準じて提出すること。

8. 交付金事業事務の標準的処理期間

(1) 交付金交付申請の受理後、交付の決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(2) 都道府県知事においては、交付金交付申請書の受理後、環境大臣に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

9. 状況報告等

環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

10. 実績報告

この交付金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7「交付金事業実績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。

11. その他

特別の事情により第1項(2)、第6項及び第10項に定める算定方法及び手續等によりることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

12. 交付の対象となる事業の細目基準

(1) 交付金の交付の対象となる事業にあつては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。

(2) 交付の対象となる事業の範囲

ア. 新設（更新を含む。以下同じ。）に係る事業

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設する事業であつて、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄の別に定める施設とは、次に掲げる施設であること。（以下同じ。）

(ア) エネルギー回収推進施設及び有機性廃棄物リサイクル推進施設

(イ) 最終処分場

ただし、(ア)については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される事業はこの限りでない。

イ. 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理・資源回収能力、また安全性を増強させるための事業であつて、次に掲げる事業であること。

(ア) 当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備する事業及び安全対策上必要な設備を追加して設置する事業

(イ) 既存の廃棄物処理施設におけるエネルギー回収能力増強事業、廃棄物処理施設耐震化事業、最終処分場再生事業

なお、(ア)については廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

ウ. 改造に係る事業

改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改造する事業であること。

エ. 浄化槽に係る事業

浄化槽に係る事業とは、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であること。

1) 浄化槽設置整備事業は、平成18年4月21日付け環廃対発第060421002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要

網」による事業であること。

- 2) 浄化槽市町村整備推進事業は、平成20年5月9日付け環廃対発第080509004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」による事業であること。
- 3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年第117号。）第2条第3項第4号に規定する事業としての、浄化槽市町村設置整備事業は、平成20年5月9日付け環廃対発第080509004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」による事業として、浄化槽施設を取得する事業であること。

(3) 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。なお、交付金の交付の対象となる事業は、地域計画に基づく事業であって交付対象事業費の合計が10,000千円以上となる事業であること。（ただし、浄化槽設置整備事業及び施設整備に関する支援事業は除く。）

ア. 新設に係る事業

- 1) 新設に係る事業において交付の対象となる事業は、マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。以下同じ。）、コミュニティ・プラント、浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業、可燃性廃棄物直接埋立施設、焼却施設（熱回収を行わない施設に限る。以下同じ。）、施設整備に関する計画支援事業である。
- 2) 可燃性廃棄物直接埋立施設及び焼却施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。
- 3) エネルギー回収推進施設において、廃棄物の焼却を行う施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設に限る。
- 4) エネルギー回収推進施設において、高効率原燃料回収施設を整備する場合は、メタン回収ガス発生率が150Nm³/ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量が3,000Nm³/日以上メタンガス化施設に限り、メタン発酵残さとその他のごみの焼却を行う施設（発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。）と組み合わせた方式（メタンガス化施設の発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。）を含む。
- 5) エネルギー回収推進施設において、ごみ固形燃料（RDF）化施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が20%以上の余熱を利用するRDF利用施設へ持ち込むものに限る。
- 6) ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料化施設については、ごみ固形燃料の適正管理対策について（平成15年12月25日付け環廃対発第031225004号）「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させ

るために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

7) マテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収推進施設については、石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について（平成18年6月9日付環境対発第060609002号）等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

8) 新設に係る事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

(ア) マテリアルリサイクル推進施設

i. マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
- ⑥再生利用に必要な保管のための設備
- ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑧分別収集回収拠点の整備
- ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
- ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
- ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
- ⑫燃焼ガス冷却設備
- ⑬排ガス処理設備
- ⑭余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑮通風設備
- ⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
- ⑰搬出設備
- ⑱排水処理設備
- ⑲換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑳冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ㉑前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ㉒前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. iの設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理棟
- ②構内道路
- ③構内排水設備
- ④搬入車両に係る洗車設備

- ⑤ 構内照明設備
 - ⑥ 門、圍障
 - ⑦ 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
 - ⑧ 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. i の⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

(イ) エネルギー回収推進施設

- i. エネルギー回収推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ② 前処理設備
 - ③ 固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
 - ④ 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ熔融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
 - ⑤ 燃焼ガス冷却設備
 - ⑥ 排ガス処理設備
 - ⑦ 余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
 - ⑧ 通風設備
 - ⑨ 灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
 - ⑩ 残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
 - ⑪ 搬出設備
 - ⑫ 排水処理設備
 - ⑬ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑭ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑮ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑯ 前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ① 搬入車両に係る洗車設備
 - ② 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑯の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑮の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ウ) 有機性廃棄物リサイクル推進施設

- i. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・貯留・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ②前処理設備
 - ③発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備
 - ④嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備
 - ⑤活性汚泥法処理設備
 - ⑥排ガス処理設備
 - ⑦余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
 - ⑧残さ処理設備
 - ⑨搬出設備
 - ⑩排水処理設備（消毒設備を含む。）
 - ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑫希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①搬入車両に係る洗車設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、①、②、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(エ) 最終処分場

- i. 最終処分場に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①管理・計量設備
 - ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
 - ③止水壁その他止水に必要な設備
 - ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
 - ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
 - ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
 - ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
 - ⑧破砕設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
 - ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
 - ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 最終処分場に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑩の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(オ) コミュニティ・プラント

i. 水洗便所のし尿及び生活排水（以下「汚水」という。）の処理に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備
- ②散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備
- ③消毒設備
- ④汚泥処理設備
- ⑤脱臭設備
- ⑥換気、除じん等に必要な設備
- ⑦冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑧幹線管渠（内径150mm/m以上のものに限る。）及びこれに付属する枡、取付管、マンホール等の設備
- ⑨管理・計量設備、ポンプ設備等の設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補充する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理棟
- ②構内道路
- ③構内排水設備
- ④搬入車両に係る洗車設備
- ⑤構内照明設備
- ⑥門、囲障
- ⑦搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ⑧電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(カ) 可燃性廃棄物直接埋立施設

i. 可燃性廃棄物直接埋立施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備

- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 可燃性廃棄物直接埋立施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、
 - i. ⑩の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(キ) 焼却施設

- i. 焼却施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ②前処理設備
 - ③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの焼却に必要な設備
 - ④燃焼ガス冷却設備
 - ⑤排ガス処理設備
 - ⑥余熱利用設備
 - ⑦通風設備
 - ⑧灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
 - ⑨搬出設備
 - ⑩排水処理設備
 - ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑫冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①搬入車両に係る洗車設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ク) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関する計画支援事業については、廃棄物処理施設整備事業及び浄化槽に係る事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行う事業とする。

イ. 増設に係る事業

- 1) 増設に係る事業において交付の対象となる事業は、アの(ア)から(キ)に定める施設の増設事業、エネルギー回収能力増強事業、廃棄物処理施設耐震化事業、最終処分場再生事業及び施設整備に関する計画支援事業であって、アの6)、7)に定める安全性を増強させるための事業を含むことができるものとする。
- 2) エネルギー回収能力増強事業においては、建設後15年以内の施設に対するエネルギー回収能力を増強させるために必要な設備を追加して設置する事業であること。
- 3) 廃棄物処理施設耐震化事業においては、地震による施設の稼働不能等の被害を抑えるため、特に耐震化が必要な施設の耐震改修事業であること。ただし、昭和56年新基準導入前に建設され、現行の耐震設計基準を満たさない廃棄物処理施設に限る。

なお、平成20年度第2次補正予算においては、上記の要件によらず、それ以降に建設された施設であっても、耐震診断により耐震化の必要性を確認した場合、又は耐震改修計画等に基づいて行われる場合は、当該事業を交付の対象とする。
- 4) 最終処分場再生事業においては、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加する事業であって、その際に基準に適合する最終処分場とするものであること。なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に対応するために既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていることを確認したうえでの総合的な計画である場合に限る。
- 5) 増設に係る2)から4)の事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

(ア) エネルギー回収能力増強事業

- i. エネルギー回収能力増強事業において交付の対象となる事業は、エネルギー回収能力を増強させるために必要な設備を追加して設置する事業であること。なお、

その対象となる設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①前処理設備
 - ②固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
 - ③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
 - ④燃焼ガス冷却設備
 - ⑤排ガス処理設備
 - ⑥余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
 - ⑦通風設備
 - ⑧残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
 - ⑨冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ②i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑩の建築物のうち⑨及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(イ) 廃棄物処理施設耐震化事業

- i. 廃棄物処理施設耐震化事業において交付の対象となる事業は、既存のアの（ア）から（エ）に定める施設のうち、特に耐震化が必要であると認められる施設の耐震改修を行う事業であること。なお、その対象となる設備の範囲は、地震被害による施設の稼働不能を防ぐために必要な設備・建築物に限るものであること。

(ウ) 最終処分場再生事業

- i. 最終処分場再生事業において交付の対象となる事業は、最終処分場において既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加させる事業であること。なお、当該事業の実施にあたり対象となる設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①管理・計量設備
 - ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
 - ③止水壁その他止水に必要な設備
 - ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
 - ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
 - ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
 - ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備

- ⑧ 破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
 - ⑨ 消火設備その他火災防止に必要な設備
 - ⑩ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑪ 前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ① 積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
 - ② 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 最終処分場再生事業に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

ウ. 改造に係る事業

改造に係る事業において交付の対象となる施設は、廃棄物循環型処理施設基幹的施設であって、その範囲は次のとおりであること。

・ 廃棄物循環型処理施設基幹的施設

設置後原則として7年以上経過した廃棄物処理施設の基幹的施設であって次に掲げるもの。ただし、沖縄県において整備するものに限る。

i. ごみ処理施設

- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ② 燃焼設備・醗酵設備・焼却残さ熔融設備、その他ごみの処理に必要な設備
- ③ 燃焼ガス冷却設備
- ④ 排ガス処理設備
- ⑤ 余熱利用設備
- ⑥ 通風設備
- ⑦ 灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
- ⑧ 排水処理設備
- ⑨ 不燃物処理・資源化設備
- ⑩ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備

ii. i の補完施設

エ. 浄化槽に係る事業

浄化槽に係る事業において交付の対象となるものの範囲は次のとおりであること。
（平成20年度第2次補正予算に限り、平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」及び平成6年10月20日付け衛浄第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイク

ル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」に定める「地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業」を含む。)

(ア) 浄化槽

(イ) 変則浄化槽

(ウ) 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽

(エ) 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽

(オ) 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽

(カ) 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽

(キ) BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽

(ク) BOD除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽

(ケ) 既設の浄化槽（改築に限る）－浄化槽設置整備事業のみ適用

改築に係る事業であって、改築に直接必要な次の設備の範囲とする。

①スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備

②その他の汚水処理設備

③消毒設備

④脱臭設備

⑤換気、除じん等に必要な設備

附 則

1. 本要領は、平成21年1月27日に施行し、平成20年度予算にかかる交付金事業から適用する。

2. 12(3)ア.4)の高効率原燃料回収施設の整備事業は、平成23年度までの時限措置とする。

する。

ただし、交付金の繰越を伴わない場合であり、かつ変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（交付金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後6箇月以内である場合は、この限りではない。

(2) 完了予定期日の変更を報告しようとする交付対象事業者は「交付対象事業の完了予定期日変更報告書」を第2項の交付金の交付の申請の申請の手続きに準じて環境大臣に提出すること。

(3) 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が地域計画の内容の著しい変更に伴う場合は、交付金の交付決定の変更の申請に含めて行うこと。

5. 申請等の様式について

申請書等の様式は、次のとおりとする。

- (1) 交付金交付申請書 様式第1
- (2) 交付金交付申請報告書 様式第2
- (3) 交付金交付決定変更申請書 様式第3
- (4) 交付金交付決定変更申請報告書 様式第4
- (5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書 様式第5
- (6) 交付金交付決定取消申請書 様式第6
- (7) 交付金事業実績報告書 様式第7

6. 事業費の費目の内容及び算定方法について

(1) 交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表1及び2第1欄及び第2第1欄並びに別表3及び4第1欄及び第2欄に掲げるものとする。

なお、様式第1「交付金交付申請書」及び様式第3「交付金交付決定変更申請書」で定めている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雑費の総計とする。

(2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表1及び2第1欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第4欄に掲げる基準額並びに別表3及び4第1欄に掲げ区分につきそれぞれ同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。

(3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難しい特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。

する。

ただし、交付金の繰越を伴わない場合であり、かつ変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（交付金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後6箇月以内である場合は、この限りではない。

(2) 完了予定期日の変更を報告しようとする交付対象事業者は「交付対象事業の完了予定期日変更報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて環境大臣に提出すること。

(3) 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が循環型社会形成推進地域計画の内容の著しい変更に伴う場合は、交付金の交付決定の変更の申請に含めて行うこと。

5. 申請等の様式について

申請書等の様式は、次のとおりとする。

- (1) 交付金交付申請書 様式第1
- (2) 交付金交付申請報告書 様式第2
- (3) 交付金交付決定変更申請書 様式第3
- (4) 交付金交付決定変更申請報告書 様式第4
- (5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書 様式第5
- (6) 交付金交付決定取消申請書 様式第6
- (7) 交付金事業実績報告書 様式第7

6. 事業費の費目の内容及び算定方法について

(1) 交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表1及び2第1欄及び第2第1欄並びに別表3及び4第1欄及び第2欄に掲げるものとする。

なお、様式第1「交付金交付申請書」及び様式第3「交付金交付決定変更申請書」で定めている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雑費の総計とする。

(2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表1及び2第1欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第4欄に掲げる基準額並びに別表3及び4第1欄に掲げ区分につきそれぞれ同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。

(3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難しい特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設する事業であって、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄の別に定める施設とは、次に掲げる施設であること。(以下同じ。)

(ア) エネルギー回収推進施設及び有機性廃棄物リサイクル推進施設

(イ) 最終処分場

ただし、(ア)については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される事業はこの限りでない。

イ. 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理・資源回収能力、また安全性を増強させるための事業であって、次に掲げる事業であること。

(ア) 当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備する事業及び安全対策上必要な設備を追加して設置する事業

(イ) 既存の廃棄物処理施設におけるエネルギー回収能力増強事業、廃棄物処理施設耐震化事業、最終処分場再生事業

なお、(ア)については廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

ウ. 改造に係る事業

改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改造する事業であること。

エ. 浄化槽に係る事業

浄化槽に係る事業とは、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であること。

1) 浄化槽設置整備事業は、平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」による事業であること。

2) 浄化槽市町村整備推進事業は、平成6年10月20日付け衛浄第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」による事業であること。

3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年第117号。)第2条第3項第4号に規定する事業としての、浄化槽市町村設置整備事業は、平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リ

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設する事業であって、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄の別に定める施設とは、次に掲げる施設であること。(以下同じ。)

(ア) エネルギー回収推進施設及び有機性廃棄物リサイクル推進施設

(イ) 最終処分場

ただし、(ア)については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される事業はこの限りでない。

イ. 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理・資源回収能力、また安全性を増強させるための事業であって、次に掲げる事業であること。

(ア) 当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備する事業及び安全対策上必要な設備を追加して設置する事業

(イ) 既存の廃棄物処理施設におけるエネルギー回収能力増強事業、廃棄物処理施設耐震化事業、最終処分場再生事業

なお、(ア)については廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

ウ. 改造に係る事業

改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改造する事業であること。

エ. 浄化槽に係る事業

浄化槽に係る事業とは、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であること。

1) 浄化槽設置整備事業は、平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」による事業であること。

2) 浄化槽市町村整備推進事業は、平成6年10月20日付け衛浄第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」による事業であること。

3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年第117号。)第2条第3項第4号に規定する事業としての、浄化槽市町村設置整備事業は、平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リ

サイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」による事業として、浄化槽施設を取得する事業であること。

(8) 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。なお、交付金の交付の対象となる事業は、地域計画に基づく事業であって交付対象事業費の合計が10,000千円以上となる事業であること。(ただし、浄化槽設置整備事業及び施設整備に関する支援事業は除く。)

ア. 新設に係る事業

1) 新設に係る事業において交付の対象となる事業は、マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、最終処分場(可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。以下同じ。)、コミュニティ・プラント、浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業、可燃性廃棄物直接埋立施設、焼却施設(熱回収を行わない施設に限る。以下同じ。)、施設整備に関する計画支援事業である。

2) 可燃性廃棄物直接埋立施設及び焼却施設については、交付要綱第3第1項の沖繩県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。

3) エネルギー回収推進施設において、廃棄物の焼却を行う施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設に限る。

4) エネルギー回収推進施設において、高効率原燃料回収施設を整備する場合は、メタン回収ガス発生率が150Nm³/ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量が3,000Nm³/日以上のメタンガス化施設に限り、メタン発酵残さその他のごみの焼却を行う施設(発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。)と組み合わせた方式(メタンガス化施設の発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。)を含む。

5) エネルギー回収推進施設において、ごみ固形燃料(RDF)化施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が20%以上の余熱を利用するRDF利用施設へ持ち込むものに限る。

6) ごみ固形燃料(RDF)発電等焼却施設及びごみ固形燃料化施設については、ごみ固形燃料の適正管理対策について(平成15年12月25日付環発対発第031225004号)「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

7) マテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収推進施設については、石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について(平成18年6月9日付環発対発第060609002号)等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

8) 新設に係る事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

サイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」による事業として、浄化槽施設を取得する事業であること。

(3) 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。なお、交付金の交付の対象となる事業は、地域計画に基づく事業であって交付対象事業費の合計が10,000千円以上となる事業であること。(ただし、浄化槽設置整備事業及び施設整備に関する支援事業は除く。)

ア. 新設に係る事業

1) 新設に係る事業において交付の対象となる事業は、マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、最終処分場(可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。以下同じ。)、コミュニティ・プラント、浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業、可燃性廃棄物直接埋立施設、焼却施設(熱回収を行わない施設に限る。以下同じ。)、施設整備に関する計画支援事業である。

2) 可燃性廃棄物直接埋立施設及び焼却施設については、交付要綱第3第1項の沖繩県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。

3) エネルギー回収推進施設において、廃棄物の焼却を行う施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設に限る。

4) エネルギー回収推進施設において、高効率原燃料回収施設を整備する場合は、メタン回収ガス発生率が150Nm³/ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量が3,000Nm³/日以上のメタンガス化施設に限り、メタン発酵残さその他のごみの焼却を行う施設(発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。)と組み合わせた方式(メタンガス化施設の発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。)を含む。

5) エネルギー回収推進施設において、ごみ固形燃料(RDF)化施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が20%以上の余熱を利用するRDF利用施設へ持ち込むものに限る。

6) ごみ固形燃料(RDF)発電等焼却施設及びごみ固形燃料化施設については、ごみ固形燃料の適正管理対策について(平成15年12月25日付環発対発第031225004号)「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

7) マテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収推進施設については、石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について(平成18年6月9日付環発対発第060609002号)等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

8) 新設に係る事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

(ア) マテリアルリサイクル推進施設

i. マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ② 破碎・破袋設備
- ③ 圧縮設備
- ④ 選別設備・梱包設備・その他ごみみの資源化のための設備
- ⑤ 中古品・不用品の再生を行うための設備
- ⑥ 再生利用に必要な保管のための設備
- ⑦ 再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑧ 分別収集回収拠点の整備
- ⑨ 電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
- ⑩ その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
- ⑪ 灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
- ⑫ 燃焼ガス冷却設備
- ⑬ 排ガス処理設備
- ⑭ 余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑮ 通風設備
- ⑯ スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
- ⑰ 搬出設備
- ⑱ 排水処理設備
- ⑲ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑳ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- 21 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- 22 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 管理棟
 - ② 構内道路
 - ③ 構内排水設備
 - ④ 搬入車両に係る洗車設備
 - ⑤ 構内照明設備
 - ⑥ 門、囲障
 - ⑦ 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
 - ⑧ 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. i の⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

(イ) エネルギー回収推進施設

(ア) マテリアルリサイクル推進施設

i. マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ② 破碎・破袋設備
- ③ 圧縮設備
- ④ 選別設備・梱包設備・その他ごみみの資源化のための設備
- ⑤ 中古品・不用品の再生を行うための設備
- ⑥ 再生利用に必要な保管のための設備
- ⑦ 再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑧ 分別収集回収拠点の整備
- ⑨ 電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
- ⑩ その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
- ⑪ 灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
- ⑫ 燃焼ガス冷却設備
- ⑬ 排ガス処理設備
- ⑭ 余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑮ 通風設備
- ⑯ スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
- ⑰ 搬出設備
- ⑱ 排水処理設備
- ⑲ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑳ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- 21 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- 22 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 管理棟
 - ② 構内道路
 - ③ 構内排水設備
 - ④ 搬入車両に係る洗車設備
 - ⑤ 構内照明設備
 - ⑥ 門、囲障
 - ⑦ 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
 - ⑧ 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. i の⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

(イ) エネルギー回収推進施設

i. エネルギー回収推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ② 前処理設備
- ③ 固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみみの燃料化に必要な設備
- ④ 燃焼設備・乾燥設備・焼却残渣溶融設備・その他ごみみの焼却に必要な設備
- ⑤ 燃焼ガス冷却設備
- ⑥ 排ガス処理設備
- ⑦ 余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧ 通風設備
- ⑨ 灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
- ⑩ 残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑪ 搬出設備
- ⑫ 排水処理設備
- ⑬ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑭ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑮ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑯ 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 搬入車両に係る洗車設備
 - ② 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑬の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ウ) 有機性廃棄物リサイクル推進施設

i. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 受入・貯留・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ② 前処理設備
- ③ 発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備
- ④ 嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備
- ⑤ 活性汚泥法処理設備
- ⑥ 排ガス処理設備
- ⑦ 余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧ 残さ処理設備
- ⑨ 搬出設備
- ⑩ 排水処理設備（消毒設備を含む。）

i. エネルギー回収推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ② 前処理設備
- ③ 固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみみの燃料化に必要な設備
- ④ 燃焼設備・乾燥設備・焼却残渣溶融設備・その他ごみみの焼却に必要な設備
- ⑤ 燃焼ガス冷却設備
- ⑥ 排ガス処理設備
- ⑦ 余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧ 通風設備
- ⑨ 灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
- ⑩ 残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑪ 搬出設備
- ⑫ 排水処理設備
- ⑬ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑭ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑮ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑯ 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 搬入車両に係る洗車設備
 - ② 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑬の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ウ) 有機性廃棄物リサイクル推進施設

i. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 受入・貯留・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ② 前処理設備
- ③ 発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備
- ④ 嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備
- ⑤ 活性汚泥法処理設備
- ⑥ 排ガス処理設備
- ⑦ 余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧ 残さ処理設備
- ⑨ 搬出設備
- ⑩ 排水処理設備（消毒設備を含む。）

- ⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑪希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑫前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑬前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補充する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①搬入車両に係る洗車設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(エ) 最終処分場

- i. 最終処分場に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①管理・計量設備
 - ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
 - ③止水壁その他止水に必要な設備
 - ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
 - ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
 - ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
 - ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
 - ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
 - ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
 - ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補充する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 最終処分場に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(オ) コミュニティ・プラント

- i. 水洗便所の尿及び生活排水（以下「汚水」という。）の処理に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備
 - ②散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備
 - ③消毒設備
 - ④汚泥処理設備

- ⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑪希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑫前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑬前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補充する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①搬入車両に係る洗車設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(エ) 最終処分場

- i. 最終処分場に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①管理・計量設備
 - ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
 - ③止水壁その他止水に必要な設備
 - ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
 - ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
 - ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
 - ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
 - ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
 - ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
 - ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補充する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 最終処分場に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(オ) コミュニティ・プラント

- i. 水洗便所の尿及び生活排水（以下「汚水」という。）の処理に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備
 - ②散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備
 - ③消毒設備
 - ④汚泥処理設備

- ⑤脱臭設備
- ⑥換気、除じん等に必要設備
- ⑦冷却、加温、洗浄、放流等に必要設備
- ⑧幹線管渠（内径150m/m以上のものに限る。）及びこれに付属する枡、取付管、マンホール等の設備
- ⑨管理・計量設備、ポンプ設備等の設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理棟
- ②構内道路
- ③構内排水設備
- ④搬入車両に係る洗車設備
- ⑤構内照明設備
- ⑥門、囲障
- ⑦搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ⑧電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(カ) 可燃性廃棄物直接埋立施設

i. 可燃性廃棄物直接埋立施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 可燃性廃棄物直接埋立施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、

- ⑤脱臭設備
- ⑥換気、除じん等に必要設備
- ⑦冷却、加温、洗浄、放流等に必要設備
- ⑧幹線管渠（内径150m/m以上のものに限る。）及びこれに付属する枡、取付管、マンホール等の設備
- ⑨管理・計量設備、ポンプ設備等の設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理棟
- ②構内道路
- ③構内排水設備
- ④搬入車両に係る洗車設備
- ⑤構内照明設備
- ⑥門、囲障
- ⑦搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ⑧電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(カ) 可燃性廃棄物直接埋立施設

i. 可燃性廃棄物直接埋立施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 可燃性廃棄物直接埋立施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、

i. ①の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(キ) 焼却施設

i. 焼却施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ② 前処理設備
 - ③ 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの焼却に必要な設備
 - ④ 燃焼ガス冷却設備
 - ⑤ 排ガス処理設備
 - ⑥ 余熱利用設備
 - ⑦ 通風設備
 - ⑧ 灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
 - ⑨ 搬出設備
 - ⑩ 排水処理設備
 - ⑪ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑫ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑬ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑭ 前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 搬入車両に係る洗車設備
- ② 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ④の建築物のうち、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ク) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関する計画支援事業については、廃棄物処理施設整備事業及び浄化槽に係る事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行う事業とする。

イ. 増設に係る事業

1) 増設に係る事業において交付の対象となる事業は、アの(ア)から(キ)に定める施設の増設事業、エネルギー回収能力増強事業、廃棄物処理施設耐震化事業、最終処分場再生事業及び施設整備に関する計画支援事業であって、アの6)、7)に定める安全性を増強させるための事業を含むことができるものとする。

2) エネルギー回収能力増強事業においては、建設後15年以内の施設に対するエ

i. ①の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(キ) 焼却施設

i. 焼却施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ② 前処理設備
 - ③ 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの焼却に必要な設備
 - ④ 燃焼ガス冷却設備
 - ⑤ 排ガス処理設備
 - ⑥ 余熱利用設備
 - ⑦ 通風設備
 - ⑧ 灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
 - ⑨ 搬出設備
 - ⑩ 排水処理設備
 - ⑪ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑫ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑬ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑭ 前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 搬入車両に係る洗車設備
- ② 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ④の建築物のうち、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ク) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関する計画支援事業については、廃棄物処理施設整備事業及び浄化槽に係る事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行う事業とする。

イ. 増設に係る事業

1) 増設に係る事業において交付の対象となる事業は、アの(ア)から(キ)に定める施設の増設事業、エネルギー回収能力増強事業、廃棄物処理施設耐震化事業、最終処分場再生事業及び施設整備に関する計画支援事業であって、アの6)、7)に定める安全性を増強させるための事業を含むことができるものとする。

2) エネルギー回収能力増強事業においては、建設後15年以内の施設に対するエ

エネルギー回収能力を増強させるために必要な設備を追加して設置する事業であること。

3) 廃棄物処理施設耐震化事業においては、地震による施設の稼働不能等の被害を抑えるため、特に耐震化が必要な施設の耐震改修事業であること。ただし、昭和56年新基準導入前に建設され、現行の耐震設計基準を満たさない廃棄物処理施設に限る。

なお、平成20年度第2次補正予算においては、上記の要件によらず、それ以降に建設された施設であっても、耐震診断により耐震化の必要性を確認した場合、又は耐震改修計画等に基づいて行われる場合は、当該事業を交付の対象とする。

4) 最終処分場再生事業においては、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加する事業であって、その際に基準に適合する最終処分場とするものであること。なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に対処するために既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていることを確認したうえでの総合的な計画である場合に限る。

5) 増設に係る2) から4) の事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

(ア) エネルギー回収能力増強事業

i エネルギー回収能力増強事業において交付の対象となる事業は、エネルギー回収能力を増強させるために必要な設備を追加して設置する事業であること。なお、その対象となる設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 前処理設備
- ② 固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ③ 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- ④ 燃焼ガス冷却設備
- ⑤ 非ガス処理設備
- ⑥ 余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑦ 通風設備
- ⑧ 残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑨ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑩ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪ 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補充する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
① 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
② i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑩

エネルギー回収能力を増強させるために必要な設備を追加して設置する事業であること。

3) 廃棄物処理施設耐震化事業においては、地震による施設の稼働不能等の被害を抑えるため、特に耐震化が必要な施設の耐震改修事業であること。ただし、昭和56年新基準導入前に建設され、現行の耐震設計基準を満たさない廃棄物処理施設に限る。

4) 最終処分場再生事業においては、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加する事業であって、その際に基準に適合する最終処分場とするものであること。なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に対処するために既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていることを確認したうえでの総合的な計画である場合に限る。

5) 増設に係る2) から4) の事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

(ア) エネルギー回収能力増強事業

i エネルギー回収能力増強事業において交付の対象となる事業は、エネルギー回収能力を増強させるために必要な設備を追加して設置する事業であること。なお、その対象となる設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 前処理設備
- ② 固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ③ 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- ④ 燃焼ガス冷却設備
- ⑤ 非ガス処理設備
- ⑥ 余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑦ 通風設備
- ⑧ 残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑨ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑩ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪ 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補充する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
① 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
② i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑩

の建築物のうち、⑨及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(イ) 廃棄物処理施設耐震化事業

i 廃棄物処理施設耐震化事業において交付の対象となる事業は、既存のアの(ア)から(エ)に定める施設のうち、特に耐震化が必要であると認められる施設の耐震改修を行う事業であること。なお、その対象となる設備の範囲は、地震被害による施設の稼働不能を防ぐために必要な設備・建築物に限るものであること。

(ウ) 最終処分場再生事業

i 最終処分場再生事業において交付の対象となる事業は、最終処分場において既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加させる事業であること。なお、当該事業の実施にあたり対象となる設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破砕設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 最終処分場再生事業に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑩の建築物のうち、i. ①、②、③及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

ウ. 改造に係る事業

改造に係る事業において交付の対象となる施設は、廃棄物循環型処理施設基幹的施設であって、その範囲は次のとおりであること。

・ 廃棄物循環型処理施設基幹的施設

設置後原則として7年以上経過した廃棄物処理施設の基幹的施設であって次に掲げるもの。ただし、沖縄県において整備するものに限る。

の建築物のうち、⑨及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(イ) 廃棄物処理施設耐震化事業

i 廃棄物処理施設耐震化事業において交付の対象となる事業は、既存のアの(ア)から(エ)に定める施設のうち、特に耐震化が必要であると認められる施設の耐震改修を行う事業であること。なお、その対象となる設備の範囲は、地震被害による施設の稼働不能を防ぐために必要な設備・建築物に限るものであること。

(ウ) 最終処分場再生事業

i 最終処分場再生事業において交付の対象となる事業は、最終処分場において既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加させる事業であること。なお、当該事業の実施にあたり対象となる設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破砕設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 最終処分場再生事業に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑩の建築物のうち、i. ①、②、③及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

ウ. 改造に係る事業

改造に係る事業において交付の対象となる施設は、廃棄物循環型処理施設基幹的施設であって、その範囲は次のとおりであること。

・ 廃棄物循環型処理施設基幹的施設

設置後原則として7年以上経過した廃棄物処理施設の基幹的施設であって次に掲げるもの。ただし、沖縄県において整備するものに限る。

i. ごみ処理施設

- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ② 燃焼設備・醗酵設備・焼却残渣溶融設備、その他ごみの処理に必要な設備
- ③ 燃焼ガス冷却設備
- ④ 排ガス処理設備
- ⑤ 余熱利用設備
- ⑥ 通風設備
- ⑦ 灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
- ⑧ 排水処理設備
- ⑨ 不燃物処理・資源化設備
- ⑩ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備

ii. i の補完施設

エ. 浄化槽に係る事業

浄化槽に係る事業において交付の対象となるものの範囲は次のとおりであること。（平成20年度第2次補正予算に限り、平成6年10月20日付け衛生浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」及び平成6年10月20日付け衛生浄第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」に定める「地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業」を含む。）

- (ア) 浄化槽
- (イ) 変則浄化槽
- (ウ) 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- (エ) 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (オ) 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- (カ) 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (キ) BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- (ク) BOD除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (ケ) 既設の浄化槽（改築に限る）一浄化槽設置整備事業のみ適用

改築に係る事業であつて、改築に直接必要な次の設備の範囲とする。

- ① スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備
- ② その他の汚水処理設備
- ③ 消毒設備
- ④ 脱臭設備
- ⑤ 換気、除じん等に必要な設備

附 則

- 1. 本要領は、平成21年1月27日に施行し、平成20年度予算にかかる交付金事業か

i. ごみ処理施設

- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ② 燃焼設備・醗酵設備・焼却残渣溶融設備、その他ごみの処理に必要な設備
- ③ 燃焼ガス冷却設備
- ④ 排ガス処理設備
- ⑤ 余熱利用設備
- ⑥ 通風設備
- ⑦ 灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
- ⑧ 排水処理設備
- ⑨ 不燃物処理・資源化設備
- ⑩ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備

ii. i の補完施設

エ. 浄化槽に係る事業

浄化槽に係る事業において交付の対象となるものの範囲は次のとおりであること。

- (ア) 浄化槽
- (イ) 変則浄化槽
- (ウ) 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- (エ) 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (オ) 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- (カ) 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (キ) BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- (ク) BOD除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (ケ) 既設の浄化槽（改築に限る）一浄化槽設置整備事業のみ適用

改築に係る事業であつて、改築に直接必要な次の設備の範囲とする。

- ① スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備
- ② その他の汚水処理設備
- ③ 消毒設備
- ④ 脱臭設備
- ⑤ 換気、除じん等に必要な設備

附 則

- 1. 本要領は、平成20年度予算にかかる交付金事業から適用する。

ら適用する。

2. 1 2 (3) ア. 4) の高効率原燃料回収施設の整備事業は、平成23年度までの期限措置とする。

別表 1 ～ 別表 4 (略)

様式第 1 ～ 様式第 7 (略)

2. 1 2 (3) ア. 4) の高効率原燃料回収施設の整備事業は、平成23年度までの期限措置とする。

別表 1 ～ 別表 4 (略)

様式第 1 ～ 様式第 7 (略)